

アジアネットワーク参加国における廃プラスチックの輸入規制の状況（2024 年 10 月時点）

下の表は、アジア諸国で導入が進む輸入規制に関して相互理解の促進を目的に、「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」に参加している国における廃プラスチック（以下、「廃プラ」という。）の輸入規制を整理したものである。主に、リサイクルに適さない汚れた廃プラの規制を対象とし、有害な廃プラは対象としてない。過去のワークショップにおける発表資料等を参考に事務局が作成し、我が国の輸出業者向けに和訳したものである。各国の担当官の確認を得たものであるが、各国の輸入規制情報は定期的に更新されるため、実際の輸出においては、各国の規制当局のウェブサイト等に掲載されている規制情報を確認されたい。

< 凡例 >

*輸入規制措置：(1) 輸入禁止、(2) 条件付きの輸入許可（他の物質と混合していない、均一性がある等）、(3) 輸入許可証の取得、(4) 規制なし

国名	根拠法	権限ある当局	規制概要	輸入規制措置				備考（輸入が認められるプラの要件等）
				(1)	(2)	(3)	(4)	
ブルネイ	なし	開発省 環境・公園・レクリエーション局	現在、明確な輸入規制はないが、廃プラの輸入は、行政の管理上実質的には認められていない。関係省庁で協議されているところである。				✓	－
カンボジア	固形廃棄物管理に関する閣僚会議令 36 号（1999 年 4 月 27 日）	環境省	- あらゆる種類の廃プラの輸入は厳格に禁止されている。 - 特定の種類の廃プラについては、国内での生産需要がある場合は、輸入を認める。	✓	✓	✓		以下の条件を満たすプラスチックくずのみ輸入が認められる。 - 汚れがなく均質であり、製造工程で残留物を発生させることなく、すぐに原料として使用できるもの。 - 汚れや他の種類の廃棄物の混入がないこと。
	禁止・制限品目リストの施行 に関する閣僚会議令 370 号（2023 年 12 月 28 日）							
	環境天然資源法（2023 年 6 月 29 日）							
香港（中国）	廃棄物処分規則 (WDO)（香港法令第 354 章）	環境保護署 (EPD)	2021 年 1 月 1 日以降、「規制対象の廃プラスチック」（バーゼル条約で「その他の廃棄物」に該当する廃プラスチック）を香港に、又は香港を経由して輸入、輸出、再輸出する者は、WDO に基づき、関連する廃棄物の輸出入許可証の申請を行う、又は事前に EPD の同意を得なければならない。「規制対象外の廃プラスチック」（「規制対象の廃プラスチック」以外のすべての廃プラスチック）を香港に、又は香港を経由して輸出入する場合は、当該輸送が開始される前に、WDO とバーゼル条約に準拠していることを証明するために、出荷開始前に申告書と関連書類を提出しなければならない。		✓	✓		－
インドネシア	商業省規則 2019 年 84 号（上記規則の一部は、商業省規則 2019 年 92 号、2020 年 58 号、2020 年 83 号で改訂）	商業省 (Ministry of Trade) 環境林業省及び工業省と協力して実施	下記条件を満たした場合に限り、廃プラスチックの輸入が可能。 - MOT から輸入許可を受けた輸入者が輸入を行うこと。 - 輸入品は、輸入業者である生産者が直接使用し、他社に分配してはならない。 - 輸入者は、国内の廃プラスチックを処理するための設備を有し、既に稼働していること。 - 輸入者の製品が最終製品であること。 - 輸入者は、輸入製品が危険物ではないことを確認するために、輸出者からのステートメントレターを提出する。 留意点 1. MOT から輸入許可を得る前に、輸入者である生産者は環境林業省 (MOEF) および工業省 (MOI) の推薦を得なければならない。 2. 船積前検査を原産国で実施し、報告書を提出すべきである。船積前検査を行うことができるのは、MOT が認定した検査官のみである。		✓	✓		以下の条件を満たすプラスチックくずのみ輸入が認められる - 処分場由来ではないこと - 他の廃棄物と混合していないこと - 有害物質により汚染されていないこと - 均一性があること 規制対象となる廃プラの種類は、商業省規則の別表において HS コードで定義されている（3915 類が該当する）
日本	バーゼル法及び廃棄物処理法	環境省	廃プラスチックが、バーゼル条約付属書Ⅱの Y48 及び付属書Ⅷの A3210 に該当する場合は、PIC（事前通告と同意取得）手続きが必要である。廃プラスチックがバーゼル条約付属書Ⅸの B3011 に該当する場合は、PIC の手続きは必要ない。		✓			バーゼル法で規制対象となる廃プラスチックを判断するための基準を公表した。
ラオス	Ministerial Instruction on Plastic Waste Processing Factory (No.0682/MOIC) 廃プラスチック処理工場に関する省令 (No.0682/MOIC)	天然資源環境省環境局	下記条件を満たす廃プラスチックであれば輸入可能（5.2 項） - シート状、棒状、袋状であること - 汚れていないこと 80%以上が製品としてリサイクル可能であること 上記の条件を満たさず、以下の特徴の廃プラスチックについては、輸入を認めない（5.3 項） - 感染性物質を有している、または感染性物質により汚染されている		✓			下記条件を満たす廃プラスチックであれば輸入可能（5.2 項）。 - シート状、棒状、袋状であること - 汚れていないこと 80%以上が製品としてリサイクル可能であること

国名	根拠法	権限ある当局	規制概要	輸入規制措置				備考（輸入が認められるプラの要件等）																			
				(1)	(2)	(3)	(4)																				
マレーシア	2023 年税関令（輸入禁止）	国家固形廃棄物管理局 (NSWMD) – 輸入許可証 (AP)	NSWMD は、割当及び条件に即する廃プラの輸入について輸入許可証（AP）を発行する。DOE は、輸入業者が AP を受領した後に、PIC 手続きの申請を処理する。		✓	✓		NSWMD から AP が発行された後に、輸入業者が満たさなければならない 19 の条件がある。その中には、地方当局からの営業許可証、適切な保管場所、資力保証等が含まれる。また、均一かつ汚れていない廃プラのみ輸入が認められる。																			
	固形廃棄物・公共清掃管理法（2007 年法令 672 号）及び HS コード 3915 の固形プラスチック廃棄物の輸入に係る指針	環境局 (DOE) – PIC 手続き																									
ミャンマー	商業省通知 2023 年 19 号（輸入品目に係るネガティブリスト）	商業省 ※天然資源環境保護省環境保護局 (ECD-MONREC) と協力して実施	ECD-MONREC は、商業省による輸入許可の検討において勧告を提供し、商業省は輸入許可証を発行する。		✓	✓		リサイクル可能なプラスチックくずは、以下の場合に輸入することができる。 (a) 汚れがなく均質であり、製造工程で残留物を発生させることなく、すぐに原料として使用できるもの。 (b) 汚染や他の種類の廃棄物がないこと。 (c) リサイクル施設や工場は、ECD-MONREC が発行する環境管理計画、初期環境審査又は環境影響評価のための環境遵守証明書を有していなければならない。																			
フィリピン	環境天然資源省行政規則 2013 年 22 号（有害廃棄物の管理に関する手順と基準の改訂	環境天然資源省 環境管理局（DENR-EMB）	輸入業者は、環境遵守証明書（ECC）、処理・貯蔵・処分（TSD）登録証明書、事業許可証（該当する場合）、環境保証基金（EGF）など、すべての遵守書類を揃えて DENR-EMB に登録する必要がある。		✓	✓		貨物到着の少なくとも 30 日前に輸入許可証（IC）を取得すること。																			
シンガポール	有害廃棄物（輸出入・通過の管理）法	国家環境庁 化学物質管理局 (NEA-PCD)	バーゼル条附属書Ⅱ及びⅧに分類される廃プラスチックを輸入する場合は、有害廃棄物（輸出入及び移動の規制）法により輸入許可が必要となり、バーゼル条約に基づく越境移動規制の対象となる。ただし、バーゼル条約附属書Ⅸの B3011 に該当する廃プラスチックについては適用除外とする。附属書Ⅰの成分を含み、附属書Ⅲの危険有害性を示す程度の廃プラスチックについては、バーゼル条約に基づく事前通知同意 (PIC) 手続きの対象となり、輸入の際には輸入許可が必要となる。		✓	✓		廃プラスチックは、以下の場合に輸入することができる。 (a) 有害廃棄物や他の廃棄物に汚染されていないクリーンな状態であること。 (b) 他の種類のプラスチックと混合されていない、均質または単一の流れであること（ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレンテレフタレート（PET）の混合物は例外）。 (c) 環境に配慮した方法でリサイクルされるものであること。																			
タイ	タイ王国への商品の輸入に関する商務省の通達（No.112）B.E.2539	産業省工業局(DIW)、天然資源環境省公害防止局(PCD)と協力して実施	現在改正手続き中。		✓			-																			
	工業省通知（2017 年）「タイへの輸入許可の検討の延期について」	工業省	工業省は、廃プラ（又はスクラップ）、e-waste や UEEE の輸入を取り消し、2020 年まで暫定的に輸入許可を遅延（輸入を一時禁止）することを決定。国内で発生した廃プラのリサイクルが推進される見込み。詳細は、天然資源環境省が統括する廃プラスチックと e-waste の管理に係る小委員会で決定される。	✓				-																			
ベトナム	①環境保護法（72/2020/QH14）	天然資源・環境省 (MONRE)	① 環境保護法に基づき、すべての固形廃棄物の輸入は原則禁止。環境保護法の改正が発効後は、プラスチックスクラップを輸入する事業者は、環境上の許可が必要。		✓	✓		首相決定 2020 年 28 号（②）で、輸入が許可されるプラスチックスクラップを以下のとおり規定。 <table><tr><th>種類</th><th colspan="3">コード</th></tr><tr><td rowspan="2">PE</td><td>3915</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>3915</td><td>10</td><td>90</td></tr><tr><td>PS</td><td>3915</td><td>20</td><td>90</td></tr><tr><td>PVC</td><td>3915</td><td>20</td><td>20</td></tr></table>	種類	コード			PE	3915	10	10	3915	10	90	PS	3915	20	90	PVC	3915	20	20
	種類		コード																								
	PE		3915						10	10																	
3915		10	90																								
PS	3915	20	90																								
PVC	3915	20	20																								
②首相決定 2023 年 13 号「生産材料としての輸入が許可されたスクラップのリストの公布」（5 月 22 日）	② 生産工程の対象となる輸入可能なスクラップの種類を列举。																										
③政令 2022 年 8 号「環境保護法の条項の明確化」（1 月 10 日）	③ スクラップの輸入に関する LEP のガイドラインを修正し、環境保護のためにより厳しい要件を定義し、必要な手続きを規定。																										

国名	根拠法	権限ある当局	規制概要	輸入規制措置				備考（輸入が認められるプラの要件等）
				(1)	(2)	(3)	(4)	
	④天然資源・環境大臣通知 2022 年 2 号「環境保護法の条項の詳細化」（1 月 10 日）		④ 生産材料として使用するスクラップの輸入における環境保護の適格性の検査と証明に焦点を当てている。					PET, PP, PC, PA, ABS, HIPS, POM, PMMA, EPS, TPU, EVA, シリコンレジン は、製造工程から除去されており、使用されていない。 3915 90 00
	⑤首相指令 2018 年 27 号「スクラップの輸入管理の強化と輸入スクラップの生産目的での使用のための緊急対策」（9 月 17 日）		⑤ プラスチックスクラップの輸入および輸入スクラップの生産工程への使用を確実に管理するための措置を規定（違法輸入の検査に関するガイドラインを政府が作成する予定）。					
	⑥首相決定 2019 年 35 号「スクラップ輸入活動の管理における学際的な調整に関する規則」（12 月 19 日）		⑥ 省庁間の調整の原則、目的、内容、様式、責任を規定。海外からベトナムへのスクラップの輸入に関連する省庁（財務、天然資源・環境、交通、公安、防衛、産業・貿易、外交、科学技術）と中央都市の人民委員会の調整の原則、目的、内容、責任を規定。					
	⑦天然資源・環境省大臣通知 2018 年 8 号「環境に関する国家技術規則の公表」（9 月 14 日）		⑦ 生産用輸入プラスチックスクラップの環境に関する国家技術規則（QCVN 32:2018/BTNMT）を規定					